

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>乳幼児・小中学生等の医療費無料化</p> <p>対象者：（１）０歳から中学校卒業まで （２）高校生世代</p> <p>内 容： 保険診療による自己負担分を助成する制度です。 対象者（１）の方は、入院と外来を助成。 対象者（２）の方は、入院のみを助成</p> <p>問合せ：《住民課 住民保険室》 TEL：0279-26-2249</p>
	<p>チャイルドシート購入補助</p> <p>対象者： 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。（ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。）</p> <p>内 容： 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格（消費税含む）の2分の1（千円未満切捨、上限8,000円）を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《総務課 安全安心室》 TEL：0279-26-2243</p>
	<p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者： 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後4ヶ月～1年の産婦は在宅が条件</p> <p>内 容： 家事援助（通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等） 育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴介助等） 【利用時間】 午前9時から午後6時まで（1日2時間までの利用） 【利用料金】 3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 （最大30回まで）（多胎の場合は最大60回まで）</p> <p>問合せ：《健康子育て課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248</p>
	<p>学校給食費補助</p> <p>対象者： 町内の小中学校に通う児童・生徒</p> <p>内 容： 1人当たり年10,450円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225</p>
	<p>高校生等公共交通通学支援事業</p> <p>対象者： 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。（ただし、町税を滞納していない方に限る。）</p> <p>内 容： 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>
	住宅支援
<p>タクシー運賃等助成事業</p> <p>対象者： 吉岡町に住民登録があり、申請日において①～③のいずれかに該当する方 ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方（自主返納及び失効している方も含む） ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方</p> <p>内 容： タクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人につき年間最大72枚（申請日に応じた枚数）一括交付する制度です。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>	